

臨時食品取扱施設開設届の オンライン申請について

イベント等の会場地を管轄する厚生センター又は支所への届出が必要ですので、お間違えのないようお願いします。

オンライン申請をご利用される方は、以下の手順に従ってお進みください。

※富山市内でイベントを開催する場合は、富山市保健所の以下URLから申請をお願いします。

富山市保健所「イベント等における臨時食品取扱施設届出」URL

<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1010326/1010327/1004141.html>

① 富山県トップページの「富山県電子申請サービス」をクリック



② 「富山県」をクリック



③ キーワードで絞り込む に、**臨時食品** と入力し、**検索** をクリック

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service
富山県電子申請サービス
 富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うこと

検索条件

申請先: 富山県 [変更]

キーワードで絞り込む

キーワードは100文字以内で入力してください。

臨時食品 [検索]

(例)「落し物」「確定申告」など

スペースで区切ることにより複数のキーワードで絞り込みができます

申請先の選択

手続の選択

ご利用したい
 ・手続を絞り込む

お申し込みの手続

検索条件

④ 「開設場所」を確認し、クリック

い。以下のURLリンクから届出してください。https://s...

▶ **臨時食品取扱施設開設届 (開設場所: 滑川市、舟橋村、上市町、立山町)**

祭礼、イベント、催事等において、短期間で臨時的に食品を提供する場合に必要な届出です。開設日のおおむね1週間前までには提出してください。以下のURLリンクから届出してください。https://s...

▶ **臨時食品取扱施設開設届 (開設場所: 高岡市)**

祭礼、イベント、催事等において、短期間で臨時的に食品を提供する場合に必要な届出です。開設日のおおむね1週間前までには提出してください。以下のURLリンクから届出してください。https://s...

↑ 上部に戻る

⑤ URL をクリック → 次画面で必要事項を入力

申請先: 富山県

手続名: 臨時食品取扱施設開設届 (開設場所: 滑川市、舟橋村、上市町、立山町)

お問い合わせ先: 〒930-0355 富山県中新川郡上市町横法音寺40
 富山県中部厚生センター衛生検査課食品衛生班
 電話: 076-472-4094

概要説明: 祭礼、イベント、催事等において、短期間で臨時的に食品を提供する場合に必要な届出です。開設日のおおむね1週間前までには提出してください。
 以下のURLリンクから届出してください。
<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=KYQnKUSL>
 富山県中部厚生センター 076-472-4094

手続方法

記載方法等

お困りの場合はこちら

ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

開設場所 (イベント開催地)	届出る厚生センター・支所名	電話番号
黒部市・入善町・朝日町	新川厚生センター	0765-52-1225
魚津市	新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
滑川市・上市町・立山町・舟橋村	中部厚生センター	076-472-4094
高岡市	高岡厚生センター	0766-26-8417
射水市	高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
氷見市	高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波市・南砺市	砺波厚生センター	0763-22-4507
小矢部市	砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070